

受給者と配偶者の所得調査について

- 児童の生活費の大半を負担している方（原則は所得が高い方）を確認するため、受給者と配偶者の所得状況の確認が必要です。そのため、**配偶者の同意が必要です。**
- ※配偶者の同意がない場合、横浜市が児童手当の支給に必要な所得に関する調査ができないため、令和3年6月分以降の児童手当を受給することができません。

児童手当の時効について

- 令和3年度現況届を未提出のまま2年経過すると、令和3年6月分以降の受給権が消滅し、児童手当を受給することができなくなります。
- 受給権消滅後に児童手当を受給するためには、あらためて認定請求の手続きが必要になります。

児童手当支給額について

- 児童手当受給者の所得額により支給金額が異なります。

児童一人当たりの支給額（月額）

児童手当		特例給付	
3歳未満	15,000円	年齢にかかわらず一律 5,000円	
3歳以上～小学生	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

- ・所得審査の結果6月分以降の児童手当の支給区分が変更になる方には、認定通知書を送付しています。
〔児童手当→特例給付〕
〔特例給付→児童手当〕
- ・受給者と配偶者の所得の状況により、受給者の変更が必要な場合があります。

電子申請するときの用意するもの

- ・マイナンバーカード
- ・PC端末またはスマートフォン
(一部のスマートフォンについては電子申請に対応していません。詳細は表面に記載のHPをご確認ください。)
- ・ICカードリーダーライター（PC端末で手続きされる方のみ）
- ・横浜市からお送りした令和3年度 児童手当・特例給付現況届

お問い合わせ先

- 電子申請の操作（サービス制度・手続の内容を除く）について

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）

受付時間 平日 9:30～18:30（年末年始を除く）

音声ガイダンスに従い、「4（マイナポータルに関するお問合せ）」を選択した後、「1（子育てワンストップサービスに関するお問合せ）」を選択してください。



マイナンバー

- 児童手当について

横浜市こども青少年局こども家庭課 TEL: 045-641-8411
平日 9:00～17:00（祝日を除く） FAX: 045-641-8412